

大雨や洪水などの気象警報注意報の改善のお知らせ

甲府地方気象台では、大雨や洪水などの気象警報・注意報を、平成22年5月27日13時から、市町村を対象区域として発表します。

気象庁では、大雨や洪水などによる災害への警戒・注意を呼びかけるために大雨警報などを、あらかじめ定めた複数の市町村で構成された地域を対象に発表しています。

これを、平成22年5月から、「市に対して大雨警報を発表」など、個別の市町村を対象として発表する改善を行います。

山梨県においては、大雨警報などの発表対象を、「中北地域」、「峡東地域」、「峡南地域」、「東部」、「富士五湖」の5つの地域から、個別の市町村を対象として発表する改善を行います。

これにより、警戒の必要な市町村が分かりやすくなり、効果的な防災対応が行いやすくなります。

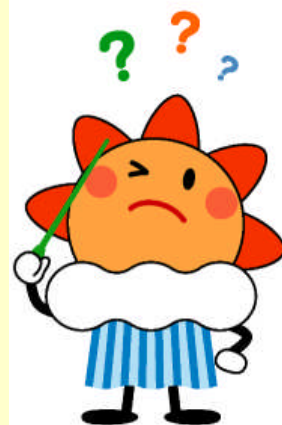
気象庁では平成16年の豪雨や多数の台風被害を受けて、防災気象情報の改善を進めています。今回の市町村別の発表もその一環です。

よくある質問 その1

Q. 5月の改善で何が変わるのですか？

A. 警報・注意報を発表する対象の区域が変わります。これまで、山梨県では警報・注意報を県内の5つの地域（「中北地域」、「峡東地域」、「峡南地域」、「東部」及び「富士五湖」）を対象に発表していましたが、今後は警戒・注意が必要な市町村を対象に発表します。

市町村名を用いることにより住民の方々が、いつからいつまで警戒・注意する必要があるか、などの判断がしやすくなります。

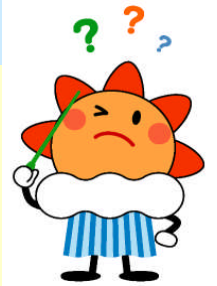


よくある質問 その2

Q. 市町村のどの辺りで災害が起こりそうか知らせてもらえるようになるのですか？

A. いいえ。

警報・注意報は市町村(の全域)を対象に発表します。市町村の特定の場所を指定して警戒や注意を呼びかけるわけではありません。



よくある質問 その3

Q. 警報・注意報がたくさん市のや町に発表されると、テレビやラジオでは今よりもわかりにくくなりませんか？

A. そのような場合も考えられます。

テレビやラジオの画面表示や読み上げ時間の制約から、発表中の警報・注意報を全て市町村ごとに放送すると、かえってわかりにくくなることもあるかも知れません。

このような場合には、現在使用している市町村をまとめた地域の名称(「山梨県」、「中・西部」、「東部・富士五湖」、「中北地域」、「峡東地域」、「峡南地域」、「東部」、「富士五湖」)でお知らせすることがあります。

ラジオやテレビなど、放送等に用いられる「市町村をまとめた地域の名称」を示した図は、次のとおりです。



山梨県中北地域に大雨警報が発表されました。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称

山梨県	中・西部	中北地域	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町
		峡東地域	山梨市、笛吹市、甲州市
		峡南地域	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
	東部・富士五湖	東部	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村
		富士五湖	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

177天気予報電話サービスでも市町村をまとめた地域の名称でお知らせします。

よくある質問 その4

Q. 私の住む市町村に発表された警報・注意報はどうやって知ることができますか？

A. テレビやラジオによる放送は、多くの人々に一斉に情報を伝えることのできる極めて有効な手段となっています。テレビやラジオ以外に、以下の気象庁のウェブサイトなどで、最新の警報・注意報の内容を詳しくご覧いただくことができます。

甲府地方気象台ウェブサイト:

<http://www.jma-net.go.jp/kofu/>

国土交通省防災情報提供センターの携帯サイト:

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

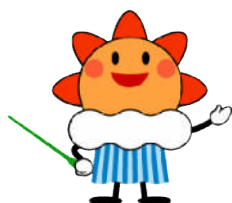
よくある質問 その5

Q. 警報・注意報について詳しく教えてください。

A. 気象庁ウェブサイトで詳しく解説しています。ご参考にしてください。

「警報と注意報」:

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning.html>



お問い合わせ先:

甲府地方気象台 防災業務課

電話 055-222-9101